

大和市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により市道の路線を次のとおり変更し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を変更し、及び同条第2項の規定により令和6年1月4日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、告示の日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和6年1月4日

大和市長 古谷田 力

路線名	旧	起 点	終 点	幅 員	延 長
	新				
下和田39号	旧	下和田下ノ原 854番3	下和田下ノ原 813番6	m 4.00 ~5.36	m 157.44
	新	下和田字下ノ原 854番3	下和田字下ノ原 835番2	4.00 ~5.36	133.02